

京 都 大 学 東 京 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 2 改正後の別表の規定は、平成31年10月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に使用の許可を受けた平成31年10月1日以後の施設の使用については、なお従前の例によることができる。	
別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)		別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)	
施設名	使用料 (円) (1時間当たり)	施設名	使用料 (円) (1時間当たり)
大会議室 (A)	<u>6,480</u>	大会議室 (A)	<u>6,600</u>
大会議室 (B)	<u>7,236</u>	大会議室 (B)	<u>7,370</u>
中会議室	<u>3,132</u>	中会議室	<u>3,190</u>
小会議室 (1) (2)	<u>1,728</u>	小会議室 (1) (2)	<u>1,760</u>
1～3 (略)		1～3 (同 左)	